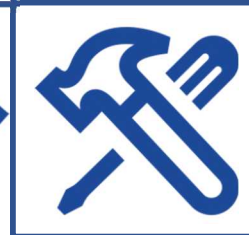


令和4年6月1日(水)から受け付け開始(郵送)

横須賀市の 高齢者住宅 リフォーム補助金



高齢者の住宅
修繕工事に
一律10万円
の助成金



横須賀市では、住環境の向上と市内経済の活性化を図るため、高齢者の居住する住宅を住宅所有者が市内事業者に依頼してリフォーム工事を行う際に、工事費用の一部を助成します。

1. 対象となる方

自分の所有する住宅に、申請日時点で **65歳以上の方と同居している方(住宅所有者自身が65歳以上の場合を含む)**で、市内事業者が住宅の修繕工事(リフォーム)を依頼する方。

※詳しい要件は「7. 補助要件かんたんチェック」でご確認ください。

2. 対象となる住宅

横須賀市内にある「一戸建て住宅」「共同住宅(マンション)の専有部分」「併用住宅の住宅部分」

※同一の住宅1戸につき1回に限ります

3. 対象となる工事

市内に本拠(本店)を置く事業者が施工予定の住宅に関する修繕工事等全般(4ページ目の別表参照)で、工事代金が20万円(消費税を含まない)以上の未着手のもの

※令和5年3月末までに工事が完了し、実績報告の提出が必要です

4. 補助金額・件数

一律**10万円** × 先着**200件**

申請件数が **200件目**に到達した日で受け付けを締め切ります。受付最終日に申請書を提出した方の中で先着順を決める必要がある場合は、同日に提出があった申請者全員を抽選対象とし、別途定める方法により先着順を決定します。申請書の到達日は、郵便局の消印の日付とします。

5. 申し込み方法

下の書類を郵送で横須賀市役所まちなみ景観課へ提出してください。

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、郵送申請にご協力をお願いいたします。

1. 補助金等交付申請書
2. リフォーム工事の見積書写し(市内事業者の名称・所在地・電話番号等の記載があり、あて先が補助金申請者名になっているもの。市の交付決定を受ける前に実施したリフォーム工事は対象になりません)
3. 住宅の外観とリフォームを行う箇所の写真

6. 申請書あて先・お問い合わせ

〒238-8550 横須賀市小川町1-1
横須賀市役所 まちなみ景観課

住まい活用促進担当  **046-822-8077**

(月～金曜日9時30分～12時、13時～16時)

QRコードから
市ホームページへ



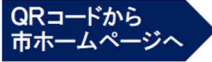

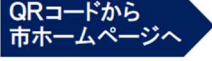

7. 補助要件かんたんチェック

- 補助金申請者は住宅所有者（共有の場合を含む）で、対象住宅に居住しています
- 補助金申請者はリフォームの発注者（工事費用を負担する方）です
- 補助金申請者は市税を滞納していません
- 補助金申請者は暴力団排除条例に規定する暴力団員ではありません
- リフォームを行う住宅に住民登録のある高齢者（65歳以上）がいます
- リフォーム工事の発注先は横須賀市内に本店（本拠地）のある事業者です
- 交付決定前にリフォーム工事に着手していません（すでに着手している場合補助対象外です）
- リフォーム工事は令和5年3月末までに完了します
- リフォーム工事の種類は、4 ページ目の別表に記載のある「対象となる工事」の内容です
- リフォーム工事代金は20万円（消費税抜き）以上です
- 今回申請するリフォーム工事について、横須賀市の他の助成制度は利用していません

上記の項目すべてに該当しない場合は、補助金の対象になりません。

8. ご注意ください

◆市では、電話や訪問によるリフォームの勧誘・勧誘の委託などは一切行っていません。リフォーム内容や見積金額に不安があるときは、その場で契約しないで慎重に検討してください。心配があるときは、リフォームに関する相談窓口（下表）を利用するなどして、ご自身で納得の上、事業者に依頼するようにしてください。

相談窓口・内容	連絡先
住宅相談 住宅の増改築やリフォーム工事に関する相談について、地元の工務店等が所属する建築組合などがお答えします。 予約不要 です。希望者は、直接会場までお越しください。 【日時】 毎週金曜日 13時～16時（閉庁日を除く） 【場所】 市役所本庁舎 1階市民ホール横（黄色いのぼりが目印）	建築指導課 電話 046-822-8319  
住宅リフォーム契約に関する相談 住宅リフォーム契約でのさまざまなトラブルに関する相談を消費生活相談員がお受けしています。内容に応じて建築士会などの専門窓口をご紹介します場合もあります。毎月第2・第4水曜日に「住宅関連の消費者トラブル相談会」（予約制）を開催しています。	消費生活センター （相談専用電話） 046-821-1314  

◆建築物や工作物の外観を変更する修繕や色彩の変更（塗装工事や外壁の張り替え等）を伴う工事は、景観協議・景観法の届出が必要です。

申請書あて先

↓ 点線で切り取り、申請書を送付する封筒に貼付して、あて名ラベルとしてお使いください

〒238-8550 横須賀市小川町1-1
 横須賀市役所 まちなみ景観課
 住まい活用促進担当 行
 （住宅リフォーム補助金等交付申請書類在中）

お問い合わせ

QRコードから
市ホームページへ

 **046-822-8077**
 （月～金曜日9時30分～12時、13時～16時）



「高齢者住宅リフォーム補助金」をお申し込みの皆様へ 補助金のお申し込み前にお読みください

■補助金申請手続きの流れ

① 補助金の申請	契約予定の市内事業者からリフォーム工事の見積書が取れたら、補助金等申請書と写真と一緒に市役所まちなみ景観課へ郵送してください。 ＜申請書のあて先＞ 〒238-8550 横須賀市小川町11 横須賀市役所 まちなみ景観課 住まい活用促進担当 行 (高齢者住宅リフォーム補助金等交付申請書在中)
補助金交付決定通知	提出書類と申請者の資格を審査して問題がなければ、市役所から補助金等交付決定通知書をお送りします。補助金の請求に必要な実績報告書や請求書の書式も一緒にお送りしますので、リフォーム工事が完了するまで大事に保管しておいてください。
② リフォーム施工	リフォーム工事は、必ず横須賀市内に本店(本拠地)のある事業者で契約し、 市の交付決定通知を受けてから着工してください。 工事内容を変更・中止する場合は、速やかに、まちなみ景観課までお知らせください。 増築工事や屋根・外壁等、建物の外観の整備を含む改修を行う場合は、別途、景観協議・景観法の届出が必要になります。 該当する場合は、まちなみ景観課・景観担当(電話046-822-8377)までお問い合わせください。
③ リフォーム工事の完了・工事代金の支払い	
④ 実績報告と補助金の請求	リフォーム工事と工事代金の支払いが済んだら、領収書やリフォーム完了後の写真などを添付して、所定の様式で実績報告書等の書類を提出してください。提出期限は「リフォーム工事の完了から 30 日以内」または「令和5年3月 31 日」のいずれか早い時期までです。 期日までに提出がないと補助金を受け取れませんのでご注意ください。
完了確認	職員がリフォーム工事等の完了を確認します。提出いただいた写真などで確認できない場合は、 職員がお家に訪問してリフォーム箇所の確認をさせていただくことがあります ので、ご協力ください。
補助金の振り込み	提出書類とリフォームの確認後、指定口座に補助金を振り込みます。

補助金の申請は先着順で受け付け、随時、資格審査・交付決定を行います。予算上限(200 件)を超える申し込みがあった場合には、申請件数が 200 件目に到達した日に申請書を提出した申請者全員を抽選対象とし、別途定める方法により申請書の提出順位を決定します。

■補助金申請書に添付する写真について

- ・リフォームを行う**住宅の全景が確認できる外観写真**1枚と補助金の対象工事で施工する**リフォーム個所の写真(リフォーム個所分の枚数)**を**撮影日付入りのカラー写真**で提出してください。マンション(共同住宅)の場合、外観写真は、エントランス(共用玄関)部分などの画像で構いません。
- ・L判の写真用紙などの場合は、A4判用紙に貼付してご提出ください。

- ・外壁塗装などの場合は、施工する壁面すべてが画像で確認できるよう撮影してください。壁面と敷地の境界が近接していて、壁面正面からの撮影が困難な場合は、斜め方向から壁面2面分を撮影していただいても結構です。
- ・クロスの張り替えや床材の張り替えなどの場合は、どの部屋のクロス・床材か判別できるよう撮影範囲を調整してください。壁を4面撮影する場合は、2面ずつ2枚の写真に分けて撮影して構いません。
- ・リフォーム前の写真撮影が困難な屋根等は、実績報告書の提出時にリフォーム後の写真と一緒にリフォーム前の写真を提出いただければ結構です。申請書提出時にご相談ください。

■補助金の対象となる工事・ならない工事の例（別表）

対象となる工事例(補助金利用可能)	
1	増築工事又は減築工事
2	台所、浴室、洗面所又はトイレの修繕工事等
3	住宅内の機械設備工事（給排水、給湯、換気、電気、ガス設備工事）
4	オール電化住宅工事
5	屋根のふき替え工事、塗装工事又は防水工事
6	外壁の張替え工事又は塗装工事
7	部屋の間仕切りの変更工事
8	床材、内壁材又は天井材の張替え工事、塗装工事等の内装工事
9	床、壁、窓、天井又は屋根の断熱改修工事
10	ふすま紙若しくは障子紙の張替え又は畳の取替え
11	雨どい等の取替え工事又は修理工事
12	建具又は開口部の取替え工事又は新設工事
13	耐震改修工事
14	防音工事
15	バリアフリー改修工事

対象とならない工事例(補助金は利用できません)	
1	住宅以外（車庫、物置、倉庫、店舗、工場、事務所等）の工事
2	門扉、フェンス、ブロック塀などの外構工事、植樹・剪定等の植栽工事
3	防犯ライト、防犯カメラ、インターフォンなどの設置工事
4	エアコン、照明器具等電気電化製品、ガス・石油暖房器具、家具等の設置工事
5	テレビアンテナ、電話、インターネット等の配線・機器設置工事
6	ハウスクリーニング、排水管清掃等作業
7	雨水タンク設備の設置工事
8	下水道・合併浄化槽工事、雨水浸透マス設置工事
9	太陽光発電、太陽熱高度利用設備の設置工事
10	消火器・住宅用火災警報器等の消防用品や防災用品の購入・設置
11	シロアリ駆除、その他の防虫・消毒等の薬剤散布・塗布作業
12	事業者には頼しないで、住宅所有者自身が施工（DIY）する修繕工事等